

公社債店頭売買高

<統計の目的>

広く一般の皆様には公社債の店頭取引の状況をご理解いただく指標の一つとして、公社債の店頭売買の状況について債券の種類別・投資家別に区分し、公表しています。

<用語の定義>

① 債券の種類

- ・「国債」とは、国が発行し、利子の支払及び元本の償還を行う債券です。本統計上は償還期限や利払い方法の違いにより、超長期国債、長期国債、中期国債、割引国債、国庫短期証券に区分して集計しています。
 なお、「国債バスケット」欄には、2018年5月1日から実施の国債決済期間の短縮（T+1）化に伴い導入された銘柄後決めGCレポ取引における国債バスケット取引を集計しています。
 また、2024年2月から発行のクライメート・トランジション利付国庫債券（いわゆる「GX国債」という。）の取引について、超長期国債、長期国債、中期国債、割引国債のいずれかに含めて集計しています。
- ・「地方債」とは、地方公共団体が発行する公債で、その様々な歳出需要の一部を賄うために発行され、債務の履行が一会計年度を越えて行われる債券です。
- ・「政府保証債」とは、政府関係機関や特殊法人等が発行する債券のうち、政府が利子の支払及び元本の償還を保証している債券です。
- ・「財投機関債」とは、政府関係機関や特殊法人等が発行する債券のうち、政府が利子の支払及び元本の償還を保証していない債券です。
- ・「金融債」とは、特定の金融機関がそれぞれの根拠法に基づいて発行する債券です。長期信用銀行や外国為替銀行の合併などで当該銀行の事業を継承し、特例で発行を認められた銀行並びに農林中央金庫法、商工組合中央金庫法及び信用金庫法の対象となる系統金融機関に発行が認められています。
- ・「円貨建外国債」とは、外国政府、外国政府関連機関、外国法人等が、本邦において発行した本邦通貨建ての債券です。発行（払込）、利払い、償還すべてが円貨で行われます。
- ・「社債」とは、株式会社が資金調達などを目的に発行する債券です。本統計上は投資法人（特定の資産に対する投資を行い、運用することを目的として設立された社団）が発行する投資法人債券もこの区分に集計しています。
- ・「電力債」とは、東京電力グループ5社（旧東京電力が発行した債券を含む。）、関西電力、中国電力、中部電力、北陸電力、東北電力、四国電力、九州電力、北海道電力、沖縄電力が発行する債券です（旧一般電気事業者が会社体制を変更（又は「分社化」）し、発行した債券を含む。）。
- ・「特定社債」とは、「資産の流動化に関する法律」に基づき設立された特定目的会社が発行する債券です。特定目的会社が有する資産を裏付けとした資産担保証券として特定社債を発行します。

- ・「新株予約権付社債」とは、新株予約権（当該新株予約権を有するものが一定期間内に請求を行えば、当該発行会社の株式を予め定められた行使価格で、一定数量買い付けることができる権利）を付した社債です。
- ・「非公募債」とは、上記の各債券のうち、債券発行時に一般投資家には勧誘を行わず、発行者が特定少数の人や機関に引き受けてもらう債券です。
- ・「現先（条件付売買）」とは、売買の目的たる債券等と同種、同量の債券等を将来の所定期日（所定の方法により決定される期日を含みます。）に所定の価額（所定の計算方法により算出される価額を含みます。）で買い戻すこと又は売り戻すことを内容とする特約付の債券等の売買です。
- ・「短期社債」とは、紙による券面をもって発行されていた CP を無券面化、電子化して発行したものをいいます。社債、株券等の振替に関する法律によって規定されています。短期社債の主な商品特徴として以下の事項が挙げられます。
 - ① 契約により社債の総額が引き受けられること
 - ② 各社債の金額が1億円を下回らないこと
 - ③ 元本の償還期限が1年未満であること
 - ④ 担保付社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと
- ・「短期社債等」とは、本統計上は短期社債及びそれに類する有価証券をいいます。

② 投資家区分

- ・「都市銀行（長信銀等を含む。）」とは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行のほか、本統計上はSBI新生銀行、あおぞら銀行をいいます。
- ・「地方銀行」とは、全国地方銀行協会に加盟する銀行をいいます。
- ・「信託銀行」とは、銀行法に基づく免許を受け、かつ、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）により信託業務の兼営の認可を受け、信託銀行という商号を用いて業務を営んでいる金融機関をいいます。本統計上は信託銀行の投資信託分は「投資信託」として計上し、本区分から除きます。
- ・「農林系金融機関」とは、農林漁業金融を主な業務とする金融機関で、単位農業協同組合・漁業協同組合のほか、各都道府県において、金融を行う信用農業協同組合連合会・信用漁業協同組合連合会、保険等の共済事業を行う共済農業協同組合連合会・共済漁業協同組合連合会、農林漁業系統金融機関の中央機関である農林中央金庫、共済事業の中央機関である全国共済農業協同組合連合会・全国共済水産業協同組合連合会等について本区分で集計しています。
- ・「第二地銀協加盟行」とは、第二地方銀行協会に加盟する銀行をいいます。
- ・「信用金庫」とは、信用金庫法に基づき設立された、会員の出資による協同組織の地域金融機関をいいます。本統計上は信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫も本区分に計上しています。
- ・「その他金融機関」とは、上記のいずれの区分にも属さない下記の金融機関をいいます。商工組合中央金庫、信用組合・同連合会、労働金庫・同連合会、日本政策金融公庫、国

際協力銀行、日本政策投資銀行、証券金融会社、短資会社、投資顧問会社、在日外国銀行、沖縄振興開発金融公庫、その他国内銀行（インターネット專業銀行）等をいいます。

- ・「生保・損保」とは、生命保険業又は外国生命保険業の免許を付与された生命保険会社及び損害保険業又は外国損害保険業の免許を付与された損害保険会社をいいます。
- ・「投資信託」とは、本統計上は投資信託の受益証券を発行し、設定・運用する投資信託委託会社と、信託銀行の投資信託分をいいます。
- ・「官公庁共済組合」とは、国家公務員共済組合・同連合会、地方公務員共済組合・同連合会のことをいいます。
- ・「事業法人」とは、株式会社、従業員持株会のことをいいます。
- ・「その他法人」とは、株式会社、投資法人及び特別目的会社を除く各種法人等のことをいいます。
- ・「外国人」とは、外国政府、外国政府機関、外国銀行、外国その他の金融機関、国際金融機関、外国年金基金、外国法人、外国個人、現地法人等すべての非居住者のことをいいます。
- ・「個人」とは、本邦内に居住する個人のことをいいます。
- ・「その他」とは、日本銀行、政府、地方公共団体、官公庁の外郭団体、政府関係機関、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険（旧日本郵政公社）等のことをいいます。
- ・「債券ディーラー」とは、証券会社ディーラー（外国証券会社を含みます）、金融機関ディーラーのことをいいます。

<作成方法>

協会員からの本店、支店、その他の営業所における、毎月第1営業日から最終営業日までの間に取り扱った既発債（国債の発行日前取引及び上場銘柄を含む。外貨建債券を除く。）の売買（店頭売買）の状況についての報告※を基に、集計しています。

また、計上金額は、原則として、約定ベースで、額面金額により、億円単位で記載していますが、「国債バスケット」欄については、銘柄後決め現先取引の売買高を約定ベースで、約定金額により、億円単位で記載しています。

※ 特別会員については、登録金融機関業務に係る取扱いについてのみ報告を求めています。

<利用上の注意>

- ・ 店頭売買について集計しており、取引所市場内取引は集計対象外です。
- ・ ①利付金融債の新発債の発券銀行からの買取り（買い約定）、②国債、国庫短期証券（TDB）及び政府短期証券（FB）の公募入札による落札、③日本銀行等のオペレーション（売りオペレーション、買いオペレーション）による落札を含みます。
- ・ 有価証券引受け・売出し高及び募集・売出しの取扱高は集計対象となっておりません。

<公表時期>

原則として毎月20日（当日が休業日の場合は、翌営業日）に、本協会ホームページにて公表いたします。

<お問い合わせ先>

公社債・金融商品部 市場統計業務室（TEL：03 - 6665 - 6774）

この解説資料は、本協会が提供している統計情報を一般の皆様が利用するに当たり、統計情報に用いられている用語等について理解を進めるための一助として分かりやすく説明したものであり、必ずしも法令・諸規則等における定義等に基づくものではありません。